

* 8月中の受理件数 *

振り込め詐欺 12件
その他の特殊詐欺 0件

特殊詐欺発生月報

平成29年8月中
熊本県警察本部
生活安全企画課

1 振り込め詐欺

(1) 受理状況

番号	発生種別	発生日	受理日	被害額 (約万円)	手段	被害者 性別	被害者 年齢
①	還付金	平成29年8月1日	8月1日	100	ATM	女性	78
②	還付金	平成29年8月1日	8月2日	50	ATM	女性	51
③	還付金	平成29年7月19日	8月4日	23	ATM	男性	69
④	還付金	平成29年8月4日	8月4日	50	ATM	男性	72
⑤	架空請求	平成29年7月28日	8月6日	21	電子マネー	男性	64
⑥	架空請求	平成29年8月1日	8月8日	50	電子マネー	女性	57
⑦	架空請求	平成29年1月24日から 4月24日までの間	8月15日	1,400	窓口	男性	56
⑧	還付金	平成29年8月17日	8月21日	10	ATM	女性	84
⑨	架空請求	平成29年8月18日	8月21日	12	電子マネー	女性	66
⑩	架空請求	平成29年2月9日から 3月23日までの間	8月29日	25	不詳	男性	48
⑪	融資保証金	平成29年7月19日 7月20日	8月29日	77	ATM	男性	42
⑫	オレオレ	平成29年8月24日	8月30日	150	手交	女性	91

(2) 被害の概要

①	被害者方に市健康福祉課の職員と名乗る男から「医療費の払い戻しがあり、通知を送っていた。期限が6月30日だった。口座はどこにあるか」旨電話があり、所有する口座を答えたところ、「近くに●●(スーパーマーケット)があるでしょう。11時に女性職員を向かわせる。キャッシュカードを持って来て下さい。」旨言われ、携帯電話番号も教え、同ATMに行ったところ、犯人から電話があり、「職員が遅れる。手続きは簡単に電話で教えるのでATMに行つて」旨言われ、何度も断つたが、説得され、ATMに行き、携帯電話でATMの操作方法の指示を受けながら操作し、自己名義口座から第三者名義口座に約100万円を送金し、だまし取られたものである。
②	被害者方に、同居する被害者の実母宛に市役所職員と名乗る男から電話があり、実母が外出していたため被害者が対応し、「国民健康保険料の払戻金がある。ハガキで通知していたが6月まで返信がなかった。本日中に手続きを行って下さい。」旨の内容であり、取引のある口座を聞かれた後、「銀行の者から連絡があるので指示に従って下さい」旨言われ、その後、銀行職員と名乗る男から電話があり、「手続きのため、午後1時30分に●●(ショッピングセンター)のATMに行ってください。行員が行きます。キャッシュカードを持って行ってください」旨言われ、携帯電話の番号を聞かれ、指示に従い●●のATMコーナーに行つたところ、携帯電話に銀行員と名乗る男から電話があり、行けなくなった。電話で言うとおりにATMを操作してください旨言われ、携帯電話でATMの操作方法の指示を受けながら操作し、自己名義口座から第三者名義口座に約50万円を送金し、だまし取られたものである。
③	被害者方に区役所保健課の職員と名乗る男から「納税の見直しをしたところ、65歳以上の方に健康保険料の過払いがあり、還付金の書類を送りましたが届いていますか」旨の電話があり、「届いていない」旨答えると、「手続きは▲▲銀行の者から電話をさせる」旨言われ、その後、▲▲銀行の行員と名乗る男から電話があり、「手続きにはICチップの入ったキャッシュカードが必要。手続きを教えるのでキャッシュカードを持って●●(ショッピングセンター)のATMコーナーに行ってください。奥さんの分も還付金があるので奥さんのキャッシュカードも持って行ってください」旨言われ、指示に従い同所のATMに向かい、到着後、教示された電話番号に架電し、携帯電話でATMの操作方法の指示を受けながら操作し、自己名義の口座から第三者名義口座に約14万円を送金し、同様の方法により妻名義の口座から第三者名義の口座に約8万円を送金し、だまし取られたものである。

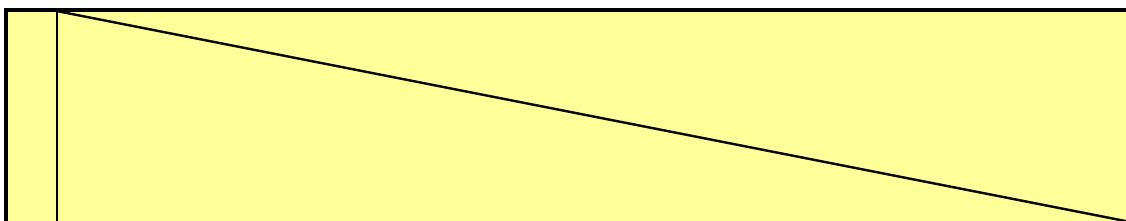
④	被害者方に市役所職員と名乗る男から「総合医療費の払い戻しがあり、申請の期限間近である。医療課の方に書類を渡しているので電話してもらいたい」旨言われ、電話番号を教示され、教示された電話番号に架電したところ、所有口座を聞かれ、銀行、支店、口座を教えたところ、「20分後に銀行に行って入金を確認してもらいたい。確認後電話してもらいたい」旨言われ、銀行店舗内のATMで残高照会するも入金の実感がなく、相手に架電したところ、「パソコンがエラーになっている。そちらのATMを使って手続きをする。キャッシュカードを入れて言うとおりにボタンを押してください」旨言われ、指示どおりにATMを操作した結果、自己名義口座から第三者名義口座に約50万円を送金し、だまし取られたものである。
⑤	被害者の携帯電話に「登録料金の未納が発生しており、本日中に御連絡なき場合、法的手続きに移行します。」旨のショートメールが届き、記載された電話番号に架電したところ、「アダルトサイトの代金が未納となっている。使用履歴がないため強制解約になっているものの、未払い分21万3,000円を払ってもらう必要がある。」「利用していないことが分かったので本日中に支払ってもらえばインターネットプロバイダー協会から1週間以内に返金の手続きをとる」旨言われ、コンビニエンスストアに行って電子マネーを購入するよう指示され、コンビニ5店舗で5万円の電子マネー4枚、1万3,000円の電子マネー1枚を購入し、各店舗の駐車場において記号番号を被疑者に口頭で伝え、21万3,000円の電子マネーをだまし取られたものである。
⑥	被害者の携帯電話に「コンテンツ利用利用料について確認事項あり。本日御連絡なき場合、法的手続きに移行します。」旨のショートメールが届き、心当たりがなかったものの、記載された電話番号にショートメールのメッセージを送信し、犯人から電話があり、「サイトに登録されているが料金が未納になっている。未納料金台が39万円と事務手数料が5,000円で、合わせて39万5,000円になる。今日中に払えば訴訟を取り下げることができる。間違いと判明したら国の返還制度があるので5日後には返還される。今日中にコンビニで電子マネーを買って支払ってください。」旨言われ、支払うことを決め、コンビニ8店舗を回り、5万円の電子マネーを1枚ずつ購入し、購入後すぐに裏面の記号番号を教え、その後、「ギフト券の2枚がロックがかかっている。新たに2枚を買ってください。2枚分については返金します。」旨言われ、新たに5万円の電子マネー2枚を購入して記号番号を伝え、合計50万円分の電子マネーを購入し、記号番号を伝え、相当額をだまし取られたものである。
⑦	被害者の携帯電話に「お金に困っていませんか。退職された方は投資家を動かしてお金を儲けませんか。」旨のショートメールが届き、早期退職していた被害者がメールに記載された電話番号に架電したところ、「投資家に資金を出してもらい、その投資の配当をあなたに支払う。元本は必ず保証する。」旨言われ、投資する旨伝え、18回にわたり、県内の金融機関から第三者等名義の口座に合計約1400万円を振り込んで、だまし取られたものである。
⑧	被害者宅に区役所職員と名乗る男から「医療費の還付がある。期限が過ぎているので県庁に電話してほしい」旨の電話を受け、指示された電話番号に架電したところ、「還付金を振り込むので銀行名と口座番号を教えてください」旨言われ、銀行名、口座番号を答えたと、「明日の朝に振り込むので、近くの銀行に行って振り込まれているか確認してください」旨言われ、翌日、近くの銀行に行き、指示された電話番号に電話を架けると、残高照会をするよう指示され、その後、残高について答え、その後、携帯電話でATMの操作方法の指示を受けながら操作し、自己名義口座から第三者名義口座に約10万円を送金し、だまし取られたものである。
⑨	被害者の携帯電話に「今日中に連絡いただかないと財産の債務処理をすることになりますので至急連絡ください」旨のショートメールが届き、数日前に購入した掃除機の支払の件と思い込み、記載された電話番号に架電したところ、「引き落としが2万6,680円になる」旨言われ、さらに、以前購入した洋服代も支払ってしまうおつもり、相手にその旨を告げると、払込額が12万2,000円と言われ、コンビニで、電子マネーでの支払いを要求され、指示に従い、コンビニで被疑者に架電して、機械の操作方法の教示を受け、レジでギフト券を購入し、同店駐車場から被疑者に架電して、ギフト券の記号番号を伝え、約12万円をだまし取られたものである。
⑩	インターネットで競馬情報サイトに会員登録した後、1等100万円の受け取りポイント購入名目に1万円を第三者名義口座に振り込み、その後、配当金受け取りのための情報料名目に2回にわたり10万円、14万円を第三者名義口座に振り込み、合計3回にわたり、25万円を第三者名義口座に振り込んで、だまし取られたものである。
⑪	被害者が経営する会社事務所に融資に関するファックスが届き、会社の運転資金調達のため、500万円の融資申し込みをした際、契約事務手数料名目で26万5,000円の振り込みを指示され、銀行ATMから第三者名義口座に振り込み、さらに、契約預託金名目で50万円の振り込みを指示され、第三者名義口座にATMで振り込み、2回にわたり、合計約77万円を振り込みだまし取られたものである。
⑫	被害者方に息子を名乗る男から「体調を崩して病院に行った。病院で会社の通帳を入れた鞆をなくしてしまった。通帳には500万円入っていた。」旨の電話があり、さらに「会社からは150万円を返済してくれればいと上司が言っている。母さんが150万円用意してくれないか。」旨の電話や、上司と名乗る男からも「会社としても150万円を返せば大丈夫です。」旨言われ、現金を準備する旨伝え、金融機関で現金150万円を準備し、被害者方を訪れた上司の息子と名乗る男に現金150万円を手渡し、だまし取られたものである。

2 その他の特殊詐欺

(1) 受理状況

発生種別	発生日	受理日	被害額 (円)	手段	被害者 性別	被害者 年齢
なし						

(2) 被害の概要



3 特殊詐欺累計

種別/区分	認知件数		増減数	増減率	被害総額(円)		増減額	増減率
	H29.1~8	H28.1~8			H29.1~8	H28.1~8		
特殊詐欺	107	53	54	101.9%	167,922,812	161,133,610	6,789,202	4.2%
振り込め詐欺	106	50	56	112.0%	167,422,812	160,863,610	6,559,202	4.1%
オレオレ	32	27	5	18.5%	85,724,000	85,274,000	450,000	0.5%
架空請求	26	17	9	52.9%	33,589,200	69,539,000	-35,949,800	-51.7%
融資保証金	4	0	4	-	4,000,000	0	4,000,000	-
還付金等	44	6	38	633.3%	44,109,612	6,050,610	38,059,002	629.0%
その他の特殊詐欺	1	3	-2	-66.7%	500,000	270,000	230,000	85.2%
金融商品等取引	1	1	0	0.0%	500,000	150,000	350,000	233.3%
交際あっせん	0	0	0	-	0	0	0	-
ギャンブル	0	2	-2	-100.0%	0	120,000	-120,000	-100.0%
その他	0	0	0	-	0	0	0	-

※ 被害額は、キャッシュカード詐欺後のATM引出(窃取)額を含む